

大切なわが家を守るため、考えてみませんか？

住宅の「地震対策」

要申込

地震に対する安全向上のため、以下の工事を実施する人に対して、費用負担を軽減するために補助金を交付します

問合せ＝入札検査課 施設整備室(市役所3階1番窓口 内線646・647)

既存木造住宅耐震診断
無料診断(一般診断法)

10件(先着順)

対象

昭和56年以前に着工された
2階建て以下の木造住宅

(一戸建て住宅・長屋・共同住宅で、250㎡以下)

申込

6月2日(月)～12月19日(金)
(土・日曜、祝日を除く)住宅相談窓口
(無料)毎月5件
(先着順)
〔3・4・5月を除く〕住まいの新築・改修・耐震化・バリアフリー等に関する相談や、
そのほか住まいに関する法律・制度等についての相談

日時

毎月第3水曜13時30分～
(市役所内の会議室にて30分程度)

対象

市内居住者か、市内に土地か家屋を有する人

申込

開催月の第1水曜～第2水曜
(土・日曜、祝日と年末年始を除く)既存木造住宅
耐震改修工事補助金3件(先着順)
最大50万円

対象

昭和56年5月31日以前に着工された3階建て
以下の木造の戸建て住宅・長屋・共同住宅
(耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であ
るとされた住宅で、改修計画ができていないもの)

申込

6月2日(月)～11月28日(金)
(土・日曜、祝日を除く)耐震シェルター
設置工事補助金1件(先着順)
最大15万円

対象

昭和56年5月31日以前に着工された木造
(一戸建て住宅・個人住宅で、耐震診断の結果、上部
構造評点が1.0未満であるとされた住宅)

申込

6月2日(月)～11月28日(金)
(土・日曜、祝日を除く)ブロック塀等
撤去工事補助金5件(先着順)
最大15万円

対象

次のいずれにも該当する市内に設置されたもの

- ・道路等の、路面または地表面からブロック塀等の上端部までの高さが80cm以上のもの
- ・同一敷地内において過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- ・道路等に面しているものまたはブロック塀等の高さが、ブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの
- ・ブロック塀等点検表(市HPよりダウンロードまたは窓口にて配布)のうち、不適合項目が一つ以上あるもの

※道路等とは、建築基準法第42条に規定する道路もしくは学校が定める通学路。

申込

6月2日(月)～11月28日(金)
(土・日曜、祝日を除く)

共通事項

申込＝上記の申込期間の9時～17時に必要書類と印鑑を持って、入札検査課 施設整備室(市役所3階1番窓口)へ
 必要書類＝市HPからダウンロードするか、入札検査課 施設整備室で配布
 注意事項＝申込期間の初日に募集件数を超えた場合は、抽選となります

市の事業を騙る無料耐震診断の営業訪問にご注意ください

令和6年度 物価高騰対応重点支援金 (令和6年度こども加算その2)

令和6年11月の国の経済対策として、食料品やエネルギー関係等に対する物価高の影響が大きい低所得の子育て世帯に対し、物価高騰対応重点支援金(対象児童1人あたり2万円)を支給します。

◆令和6年12月13日時点で住民基本台帳に記録されている自治体で支給されます。

物価高騰対応重点支援金
(令和6年度非課税その2)
の支給対象世帯

はい

令和6年12月13日時点、
同一世帯に18歳以下(平成18年4
月2日生まれ以降)の児童がいる

※児童福祉施設等へ入所している児童は、
住民票上同一であっても給付の対象外。

はい

送付された「支給要件確認書」に
必要事項を記入し、**7月31日(木)**
までにご提出ください

※DV被害等により大和郡山市に緊急避難
されている世帯等、一部申請書が必要
な場合があります。

いいえ

対象外

いいえ

・同一世帯に令和6年12月14日以降
に生まれた新生児がいる
・別世帯だが扶養している児童がいる

はい

別途申請が必要

「支給要件確認書」の提出

(郵送)同封の返信用封筒にて返送(当日消印有効)

(持参)平日9時～17時に市役所3階301会議室(6月2日(月)以降は302会議室)へ

☎ 給付金担当窓口(市役所3階 301 会議室・コールセンター ☎85-4610・平日9時～17時)

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者の連絡先

事業系一般廃棄物(会社や店舗、病院等のごみ)は、法律で事業者が自ら処理しその費用を負担するものとされていますので、市では収集しません。収集運搬等に関しては下記の許可業者にお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬業

業 者 名	電 話
(株)I・T・O	68-3366
青山セーソー(株)	52-5470
(株)杏環境	0742-63-3355
(有)馬本賢商店	0745-45-6666
AMカンパニー(株)	0745-71-1000
(株)エコワーク	0742-62-4152
(株)エム・エンタープライズ	0745-23-3333
(株)川本商店	0742-62-2731
近畿環境開発(株)	0745-22-3325
(株)コオリヤマ・クリーンキーパー	090-7350-7816
(株)さくら開発	0120-490-538
(有)システム開発	55-3319
(有)シャルムズ	0747-52-8878
(株)セイコー	0747-52-9998
(有)大和環境サービス	0745-56-5505
(株)武田環境	58-2552

業 者 名	電 話
(有)天理清掃社	64-3308
(株)奈良保健衛生社	0742-33-2564
南都ビルサービス(株)	0742-33-7305
(株)NANBU	0120-56-8888
南部環境開発(株)	0744-33-1003
南和開発(株)	0745-75-2000
(株)野村光商店	52-2647
萩原英臣(奈良環境)	0745-77-2935
(有)松本清掃社	53-5211
源開発(株)	0120-72-5353
安田産業(株)	0120-53-1153
大和郡山資源リサイクル事業協同組合	52-3525
(株)吉村商店	56-5769
(株)米澤開発	0742-50-1212
和田真幸(平城掃)	0120-538-373

食品リサイクルを目的とする食品残渣収集運搬専門業者

業 者 名	電 話
奈良県リサイクル環境衛生協同組合	63-5315
(株)村田商店	090-3655-0733

一般廃棄物処分業(植木・竹・草・枝木)

業 者 名	電 話
藤秀建設(株)	53-6101

家電リサイクル品収集運搬専門業者

業 者 名	電 話
(株)ホウワ	57-8000
米山建材 米山輝道	090-3619-1169
川端運輸(株)【アンジュ引越センター】	0800-888-6636

☎ 清掃センター(☎53-3463)

市指定文化財の新規指定

問 まちづくり戦略課(内線 661)



薬園寺所蔵
木造薬師如来
坐像

種別：彫刻
員数：1 軀
時代：平安

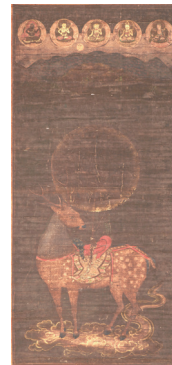
本像は、安定感に富む平安中期の特徴を持つ体つきに、前代以来の伝統を踏襲した髪型や顔つきを備えた仏像です。平安時代の一木彫(坐像)の個性的な作例の一つとして高く評価される優品です。



実相寺所蔵
木造阿弥陀如来
立像

種別：彫刻
員数：1 軀
時代：平安

本像は、平安後期の仏師定朝(じょうちょう)が造った仏像に倣った、定朝様式と呼ばれる作例のひとつです。本像は、定朝様式でも優れた阿弥陀立像であり、郡山城下の寺院に伝来した平安古仏としても貴重な作品です。



実相寺所蔵
絹本着色春日鹿
曼荼羅図

種別：絵画
員数：1 幅
時代：南北朝

本図は、春日大社の祭神が常陸国鹿島から御蓋山に降臨した際に乗っていた神鹿を描いた図です。神鹿の上方には通例とは異なる五尊の仏が描かれており、また室町以前の鹿曼荼羅図は作例が少なく、歴史的・学術的に注目すべき絵画です。

～毎年5月は消費者月間～

明日の地球を救うため、消費者にできることグリーン志向消費



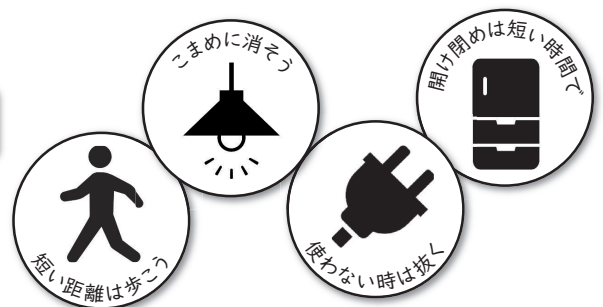
毎年のように記録的な大雨や猛暑など異常気象が続いているね。地球温暖化による気候変動が進んでいるのかな。

そうだね。近年の地球温暖化の原因は私たち人類にあると言われているのよ。

未来の世代が困ることのないように、今、生活している私たちが地球にやさしい行動をしていかないとね。



問 消費者センター(☎53-1583)



◆消費者月間記念講演会

「落語で知っ得！聞いて納得！！
～消費者被害にあわないために～」
(無料・申込不要)

- ▶ 日程＝5月23日(金)13時15分～
(受付 12 時 45 分～)
- ▶ 場所＝DMG MORI やまと郡山城
ホール 小ホール



(講師)落語家
桂 花團治さん

◆「訪問取引お断りステッカー」配布中

県消費生活条例では「訪問取引お断りステッカー」を貼っているお宅に訪問勧誘することが禁止されています。消費者センター(市役所2階)でお渡ししています。訪問販売や訪問買取の勧誘を断りたい人はご利用ください。

住民票・マイナンバーカードなどへ
旧姓(旧氏)が併記できます

要申請

問 市民課(内線 313)



◆旧姓(旧氏)併記を申請すると

婚姻などで氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票・マイナンバーカードなどに併記し、公証することができます

◆申請は以下を持って市民課窓口へ

- ・希望する旧姓(旧氏)が記載された戸籍(除籍)から現在までの戸籍謄本
- ・マイナンバーカード、または本人確認書類(免許証等)

※手続き後は住民票・印鑑証明・マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が記載されます。(省略不可)

また、すでに行っている印鑑登録を廃止の上、旧姓(旧姓)での印鑑登録も可能です。(印鑑登録は1人につき1つまで)